小樽商大緑丘新聞

発行所
小樽商科大学緑丘新聞会
小樽市緑町５丁目番外地
ＴＥＬ　③　１１０１
購読料　半年１００円
一年２００円

政防法
阻止
特集号

8日まで連續午後授業放棄

政防法への黒い怒り爆発す

六月二日の自民党、民社党のとった暴挙に対し、五日新講堂で開かれた臨時学生大会は執行部原案を可決した。

自熱した学生大会

―安保以後―

六月二日に、政暴防法案（？）し政治的暴力行為防止法案（政暴法）は、六月八日までの会期延長を通過させようとする自民党政府に対して、[illegible]われわれの基本的人権を剥奪する本法案に抗議するために、六月五日午後一時から、新講堂において学生大会が開かれた。五日の議論は方針と闘争方針を執行部がなし、この法案を阻止するための今後の方針を議論に、熱烈な議論が展開された。

五日、学生大会閉会後、出口に学生を行進として、出口に政防法の[illegible]、このような[illegible]知らせ、出席学生で抗議声明を行い解散した。

五日以後の闘争形態については、「六日一日スト」と執行部原案の「六、七、八日午後からの授業放棄」の二案が提出されたが、ストライキの是非について議論なる討論の後、ストライキをする戦術ではないという執行部原案が[illegible]して六月ストライキ案賛成一五二票、反対一五二票、で否決され、続いて、執行部原案の「六、七、八日午後授業放棄」案が、賛成三〇六票、反対二六票、保留五票、棄権二票で可決された。これにより、執行部原案の三日間は、全て、[illegible]その他闘争が強力な限りあらゆるものをやり、政暴法を阻止する戦術である。

政防法粉砕実行委員会発足す

六月五日学生大会後の学生の解散後、政暴法反対闘争のために実行委員会が結成された。一年、二年のクラス代表者、各ゼミ代表、各部代表、執行部によって構成されている。委員は約三十名。

委員長　[illegible]
副委員長　[illegible]
〃　[illegible]

声明

五日臨時学生大会決定事項

会期終了を目前にしてなお参院強行採決を企てようとされている緊急事態にあって、われわれは六・七・八の三日間午後から授業放棄を行い、全学的討論を起し、実行委の提起する行動形態を推進する。右は学生大会の名において強力に実力する。

小樽商大生自治会

新聞会声明

六月二日、政府自民党と民社党は政防法強行採決という暴挙に出た。かの激烈に闘われた安保闘争の集約が国民各層の中で完了していない段階に再度重大な局面をむかえた。岸政府を葬った池田政府は平穏で強行採決をやってのけた。現支配体制の本質がまたもや顕在化した。この緊急事態にあたってわれわれはこれの阻止を要求すると同時にそのよってきたる源泉、本質を究明することを誓う。

今回の政府自民党および民社党の暴挙に対し、彼らを怒ると同時に政防法を要請する少数の権府に対しても抗議をむけざるをえない。しかし、われわれはこの怒りを現場の次元で各主体にぶち込み、論理という武器をより一層鋭く鍛えるべき時点と考える。この歴史的一秒一刻、われわれは何をなすべきか、創造的な新しい思想と論理は怒りにもえた行動によって形成されるであろう。今こそ正しい行動は確固とした思想を必要とする。まさに安保闘争はそのことを教えた。われわれはここで全学友諸君に以下二つの点につき闘争を提起し自熱した討論と検討を要請する。

すなわち、一、かかる事態を引き起こした源と政防法を要請する本質を鋭い洞察力をもって究明することである。池田内閣の低姿勢のかもし出した平和的ムード、甘くみえるが無気分をやむこのガスは一体どこに源を発するか。このためには徹底した不断の学習活動が当然要求される。大衆討議を継続しよう。

二、組織の問題として各主体の闘争を有機的に団結させる組織の闘争方針を打ち出そう。集会の自由、結社の自由、言論の自由等々基本的人権を要請するものは〇みつふつとわき出る各主体の感性、思想、論理を育む自由と民主々義を求め、政防法を粉砕する行動プログラムに組み入れよう。政防法粉砕、ともに闘わん

一九六一年六月八日

政防法粉砕のため各地で学友立上る

京都・大阪で学友多数検挙さる

三日の全国統一行動を起した大学[illegible]京都府学連と大阪府学連は政防法阻止のために二千人の学生を動員し、池田内閣打倒、政防法反対、[illegible]、政防法[illegible]を決議して、出口を学生[illegible]行進した。これに対して、各警察[illegible]を検挙し、二三百人の負傷者を出した。京大教官でも、[illegible]その他の闘争[illegible]八千人を動員して、国会[illegible]の学生[illegible]七人[illegible]学生四人、警官七人のケガ人を出した。

なお、学大[illegible]政防法反対の統一行動[illegible]。また、学大[illegible]。政防法反対[illegible]の政防法[illegible]。小樽[illegible]。

反対運動　道内各大学を席捲す

政防法粉砕全道統一行動日の三日にはデモを組み、学生百人が参加した。北大でも学生約七百五十人が参加して抗議集会を開いた。北大では[illegible]自治会が主体となって[illegible]学生の[illegible]を行い、大通りに[illegible]デモ行進を行った。

「政防法反対」を決議したあと、[illegible]行動の目的を[illegible]統一行動に参加した。[illegible]学大では、午前八時半から[illegible]いた。

声明

政暴法粉砕実行委員会

参院において数の暴力を背景としてなされた強行採決は全く民主主義の根本的精神をすて去ったものであり、あまつさえかかる行動をとらざるを得ないことは「政防法」の内容をさらにも暴露するものである。一昨年三池の久保清、浅沼稲次郎、嶋中事件の丸山カネさんを始めとする数百の善良の人々の頭上に振り下された右翼の凶刃に対し、わき上った国民の世論を「テロ防止」に盗用しつつも右翼を新政の対象とし、昨年の安保闘争で示された国民の正当な大衆運動、さらには言論の自由さえも圧殺すべく彼等はこの「政防法」を出してきたのである。

テロ防止法案来場以前に於て問題とされるのは警官と右翼のなれ合いである。一九六〇年六月一五日の新劇人会議への右翼のなぐり込みの隊長である石井は法廷で証言した。「われわれは警察の予定であった……」。「われわれがこういうことをやるについては前々から十分に警察と連絡をとってきた……」政府事件に於ても警官は種々の情報を入手しながらも十分な警備を怠っているのである。結局にテロ防止は現行の法律を十分活用される中で達成されるのである。したがって、「政防法」は直接的な左翼弾圧法の形をとるのであります。また、これが彼等のねらいとするところである。「政防法」は労働、民主団体そして学生の自治組織そのものを破壊しつくされるものであり、われわれ国民が戦後獲得したいく権利と自由や彼等の利益のため奪いさろうとするものである。われわれはわれわれ自治会組織の防衛とその中におけるわれわれ個人の自由と基本的権利を守るべく断固とした闘いをすすめゆかねばならぬ。参院を通過し、法案審議が移された段階に於けるわれわれの闘いは参院に於ける審議を阻止することのみがわれわれが政防法を粉砕する保証となる。

われわれは本日ここに政防法粉砕推進の母体となるべくことを全学友諸君の前に誓うものであり、本学における先進的な闘いを一層前進させるべく強力に組織活動を行ってゆくことを宣言する

六月五日

政防法粉砕実行委員会

学生運動弾圧の布石

学生部次長制

今年の四月から文部省令により二十人以上の学生数のある大学には学生部次長がおかれた。目的としては大学の[illegible]作業が多く強要されていないので、これを円滑に運ぶために[illegible]。[illegible]

[illegible]

焦点

▼昨日、韓国に軍事クーデターが起り、反共をその第一目標とかかげた。[illegible]

[illegible]

片隅の幸せも許さぬ政防法

その本質が未だ国民の間で討論、認識が浅い段階に政防法は六月二日、衆議院で支配階級とそのカイライによって強行採決された。昨年五月十九日の未明の民主主義の危機に起ち上った国民は、今や再び騒々しく起ち上ったのである。新聞会では、当面政防法の持つ本質、その裏にかくされた独占ブルジョアジーの意図を白日の下にさらけだし、その本質を明らかにした。当面政防法の持つ危険、性格の認識を確固たるものにするため何が真実かを探り出す必要があろう。本新聞会は、相原教官（経済担当）に今回の事態をいかにみるかの判断基準は何か等々について一問一答を試みた。司会は本会々員（編集部）

政防法の本質は何か

司会　[illegible]

相原　[illegible]

政府をいつも監視せよ

司会　[illegible]

相原　[illegible]

学問の目的は科学的常識の育成

司会　[illegible]

相原　[illegible]

目先きの利益より大局的見地から

司会　[illegible]

相原　[illegible]

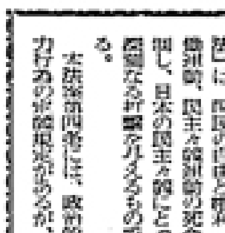

政防法解説

[illegible]

討論資料　政防法案

第一条　[illegible]

[illegible]

編集後記

[illegible]